

<日本語>

診療に関する同意について（外国人患者用）

『日本国籍を有さず、且つ日本国内で有効な公的健康保険を有しない患者』についての医療費は1点10円計算となります。

厚生労働省より『社会医療法人等における訪日外国人診療に際しての経費の請求について』の通知があり、療養の給付と直接関係ないサービス等として費用徴収することとなりました。

- ・診療・治療に必要な患者情報についての外国との連絡に係る事務の費用
- ・日本語を理解できない患者に対する通訳料等

上記2点の包括費用として外来：11,000円（税別）、入院：1日あたり12,000円（税別）で徴収させていただきます。

また、自国の保険請求等に必要な診断書等の翻訳料は別途費用がかかります。

社会医療法人誠光会 草津総合病院